

山梨県立図書館の図書館資料の利用制限に関する取扱要綱

(目的)

第一条 この要綱は、山梨県立図書館利用規程第七条の規定に基づき、山梨県立図書館の図書館資料の利用制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 図書館資料の利用制限に関する基本方針は、次のとおりとする。

- 一 公共図書館として期待される国民の知る権利を守り、保障する社会的役割を自覚して、図書館資料の適正な利用に資するものとする。
- 二 すべての資料は県民の財産として自由な利用に供されるべきものであることに留意するとともに、関係者の人権又はプライバシーの侵害を招くことのないよう十分な配慮を行うものとする。

(利用制限措置の対象となる資料)

第三条 この要綱において利用制限措置の対象とする資料は、次の各号のいずれかに該当し、山梨県立図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めたものとする。

- 一 公表の差し止め等の司法判断等（判決の確定、仮処分命令の申立ての決定及び和解の成立をいう。）があった資料
 - 二 公的機関が発行した資料で、その内容を公開しないものとして取り扱うことを当該機関が公的に決定したもの
 - 三 法令に違反していると認められる資料
 - 四 著作者の公表権を侵害して発行された資料で、公にすることが著作者の意思に反するもの
 - 五 劣化が著しいため、利用を制限することが必要な資料
 - 六 山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号。以下「条例」という。）第二条第二項第二号の規定に基づき県立図書館が特別の管理をしている資料であって、山梨県情報公開条例施行規則（平成十二年山梨県規則第三号）第四条第一項第三号の規定により、一般の利用の制限が行われている資料
 - 七 その他当該資料を提供しないことが必要なもの
- 2 館長は、資料が前項第六号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該資料が条例第二条第二項の行政文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮する。
- 3 第一項第六号及び前項の運用に当たっては、独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（平成二十三年四月一日館長決定）を参酌するものとする。

(利用制限措置の種類)

第四条 利用制限措置は、次のとおりとし、取扱いを決定するに当たっては、著作者又はこれに準ずる者及び被掲載者の意向を尊重するものとする。

- 一 利用禁止 すべての利用を禁止すること
- 二 条件付き利用 一定の条件を付して利用に供すること

(利用制限措置とした資料の取扱)

第五条 前条第一号の利用禁止とした資料は、制限の内容、制限の理由、制限を開始した日等を記した書面を添付し、利用者が閲覧できない場所で保管する。

2 同条第二号の条件付き利用とした資料は、付された条件に従い取り扱う。

(検討委員会)

第六条 資料の利用を制限するに当たり、その適否等を審議するため、山梨県立図書館資料利用制限取扱検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討委員会の開催)

第七条 館長は、次の各号に該当する場合は、検討委員会を開催するものとする。

- 一 資料の著作者若しくは発行者又はその資料の掲載事項に直接の利害関係を有する者から、文書で開催の要請があった場合
- 二 利用制限を加えた資料について、制限理由に関わる状況の変化があり、制限について再検討する必要があると館長が判断した場合
- 三 その他館長が必要と判断した場合

(検討委員会の構成)

第八条 検討委員会は、県立図書館の課長以上の職にある者及び館長が必要と認める者をもって構成する。

(検討委員会の役職)

第九条 検討委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は会務を総括し、検討委員会を代表する。

(検討委員会の事務)

第十条 検討委員会に関する事務は、県立図書館サービス課において処理する。

附 則

この要綱は、平成二十四年十一月十一日から施行する。